

別紙２ 外国人住民向け生活オリエンテーション動画等制作業務 審査基準

審査項目	審査の対象	審査の視点	配点
1. 業務理解度	事業目的・仕様理解	事業目的や背景を十分理解した提案となっているか。	5
		「外国人との秩序ある共生」の趣旨を踏まえた内容となっているか。	5
		「伝わる」「理解できる」「行動につながる」視点が盛り込まれているか。	5
2. 企画力・構成力	動画企画・構成・演出	外国人住民にとって理解しやすい動画構成となっているか。	10
		視覚的・直感的に理解できる工夫があるか。	5
		生活ルールの理解促進や行動変容につながる内容となっているか。	5
3. 多言語対応能力	翻訳・多文化配慮	多言語翻訳の品質確保方法が具体的か。	10
		文化的背景への配慮があるか。	5
		やさしい日本語を含め、理解しやすい表現となる工夫があるか。	5
4. 実施体制	業務遂行体制	動画制作、翻訳、編集等を適切に実施できる体制が整っているか。	10
		関係機関や外国人住民との調整体制が確保されているか。	5
5. 業務実績	類似業務実績	多言語動画制作、多文化共生等に関する実績を有しているか。	5
		本業務に活かせる経験・ノウハウがあるか。	5
6. 経費妥当性	見積金額	提案内容等に応じた見積金額及び積算内訳が妥当か。	5
7. スケジュール管理	業務進行計画	履行期限内に完了可能な具体的スケジュールとなっているか。	5
8. 独自提案	追加提案・将来展開	本市にとって有益な独自提案があるか。	5
		継続活用や将来的な発展性が期待できるか。	5
合 計			100